

【資料1－2】

訪問系サービスに係る留意事項について

## 届出に係る留意事項等について

### 1. 従業者の職種、員数及び職務の内容の変更に伴う変更届の提出について

- ・年1回、**6月中**に提出してください。  
※管理者やサービス提供責任者が変更になった場合は10日以内に変更届の提出が必要です。
- ・利用者がいないという理由で、変更届を提出していない事業所がありますが「休止届」を提出していない場合は、利用者の有無に関係なく変更があれば提出が必要です。
- ・介護保険法の訪問介護等の指定を受けている事業所で、一体的に障害の居宅介護等を実施している場合は、勤務形態表は介護保険法の訪問介護等の勤務形態表と同じものを提出してください。（勤務形態表において、それぞれの勤務時間を按分する必要はありません。）

### 2. 指定の更新について

指定の有効期限は**6年**です。次のページに令和6年度中に有効期限を迎える事業所を掲載していますので、必ずご確認ください。

6年ごとに指定の更新を受けなければ、指定の効力はなくなります。

※更新の対象となっている事業が休止中の場合、休止のまま更新はできませんので再開届を提出後、更新申請を行ってください。

【提出期限】指定有効期限が満了する月の前月中

(例) 令和8年9月30日が有効期限 令和8年8月1日～令和8年8月31日に提出

事業所番号	事業所名	サービス名	指定状態	指定有効期限日
3010100885	シルバーネスト秋葉	重度訪問	提供中	R08/06/30
3010101156	有限会社ほほえみ	居宅介護	休止	R08/06/30
3010101156	有限会社ほほえみ	重度訪問	休止	R08/06/30
3010123358	Heart to Hand(はあと つう はんど)	居宅介護	休止	R08/06/30
3010123358	Heart to Hand(はあと つう はんど)	重度訪問	休止	R08/06/30
3010123358	Heart to Hand(はあと つう はんど)	同行援護	休止	R08/06/30
3010123358	Heart to Hand(はあと つう はんど)	行動援護	休止	R08/06/30

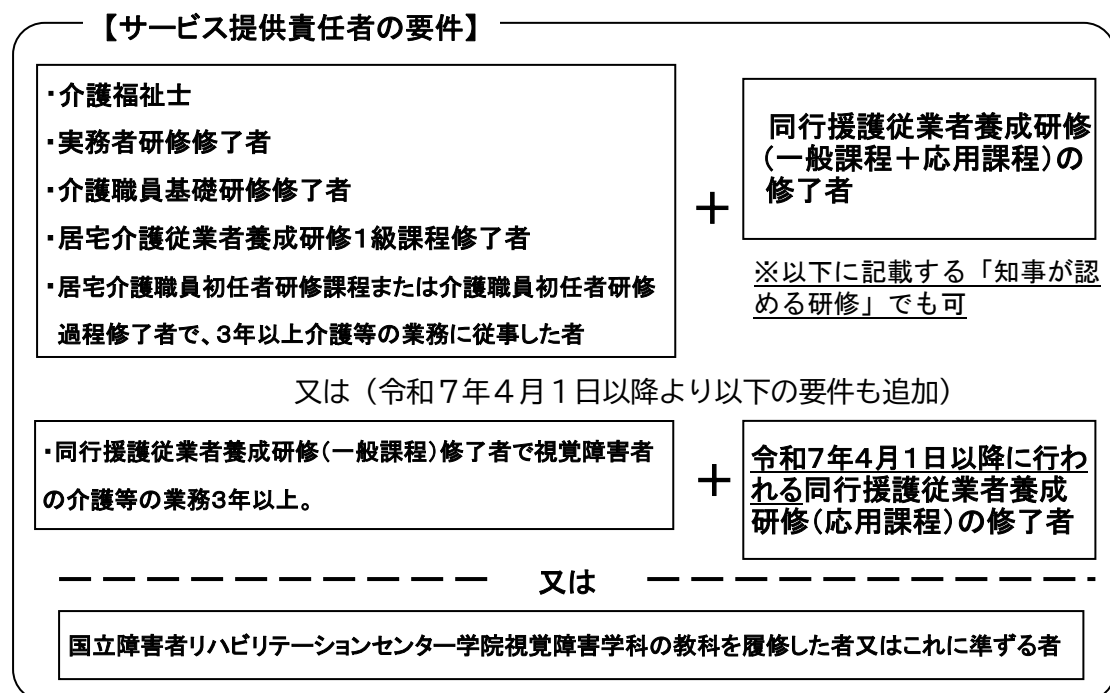
3010123366	訪問介護ステーション ふたば	居宅介護	提供中	R08/06/30
3010123366	訪問介護ステーション ふたば	重度訪問	提供中	R08/06/30
3010100257	ケアランド和歌山	居宅介護	提供中	R08/07/31
3010100257	ケアランド和歌山	重度訪問	提供中	R08/07/31
3010101057	フロムはーと	居宅介護	提供中	R08/07/31
3010101057	フロムはーと	重度訪問	提供中	R08/07/31
3010101065	ヘルパーステーションクローバー	居宅介護	提供中	R08/07/31
3010101065	ヘルパーステーションクローバー	重度訪問	提供中	R08/07/31
3010101131	有限会社ホームヘルパーステーションげんき	居宅介護	提供中	R08/07/31
3010101131	有限会社ホームヘルパーステーションげんき	重度訪問	提供中	R08/07/31
3010101271	愛ケアサービス	居宅介護	提供中	R08/08/31
3010101271	愛ケアサービス	重度訪問	提供中	R08/08/31
3010121782	ヘルパーステーションうさぎ	居宅介護	提供中	R08/08/31
3010121782	ヘルパーステーションうさぎ	重度訪問	提供中	R08/08/31
3010123374	ベタートゥモロー	居宅介護	提供中	R08/09/30
3010123374	ベタートゥモロー	同行援護	提供中	R08/09/30
3010123390	ヘルパーステーション こころ和歌山	居宅介護	提供中	R08/10/31
3010123390	ヘルパーステーション こころ和歌山	重度訪問	提供中	R08/10/31
3010123416	ヘルパーステーション内原	居宅介護	提供中	R08/11/30
3010123416	ヘルパーステーション内原	重度訪問	提供中	R08/11/30
3010121824	訪問介護リーフ	居宅介護	提供中	R08/12/31
3010121824	訪問介護リーフ	重度訪問	提供中	R08/12/31
3010123424	ホームケア土屋 和歌山	居宅介護	提供中	R08/12/31
3010123424	ホームケア土屋 和歌山	重度訪問	提供中	R08/12/31
3010120412	ヘルパーステーションかに	居宅介護	提供中	R09/01/31
3010120412	ヘルパーステーションかに	重度訪問	提供中	R09/01/31
3010120438	ヘルパーステーションアーク	居宅介護	提供中	R09/03/31
3010120438	ヘルパーステーションアーク	重度訪問	提供中	R09/03/31
3010121923	ヘルパーステーションあかり紀ノ川	居宅介護	提供中	R09/03/31
3010121923	ヘルパーステーションあかり紀ノ川	重度訪問	提供中	R09/03/31
3010121931	ヘルパーステーションあかり中島	居宅介護	提供中	R09/03/31
3010121931	ヘルパーステーションあかり中島	重度訪問	提供中	R09/03/31
3010121949	ケアセンターみなみかぜ	居宅介護	提供中	R09/03/31

3010121956	訪問介護サービス実りの花	居宅介護	提供中	R09/03/31
3010121956	訪問介護サービス実りの花	重度訪問	提供中	R09/03/31
3010123523	スマイルハート	居宅介護	休止	R09/03/31
3010123523	スマイルハート	重度訪問	休止	R09/03/31
3010123564	ヘルパーステーション てんまり	居宅介護	提供中	R09/03/31
3010123564	ヘルパーステーション てんまり	重度訪問	提供中	R09/03/31

### 3. 同行援護の従業者及びサービス提供責任者の資格要件について

- ・従業者について、研修を受講していない場合は実務経験が必要です。  
実務経験に含まれるのは視覚障害児者に対する直接処遇業務のみです。
- ・実務経験証明書の業務内容欄には、視覚障害児者の直接支援業務に携わったことが分かるような記載をお願いします。  
【記載例】「視覚障害者に対する介護業務」等  
※「障害児者に対する介護業務」のような記載では、視覚障害に係る実務経験の日数要件を満たしているか確認できないため不十分です。
- ・実務経験証明書には、従事日数を必ず記載してください。  
実務経験は「1年以上」必要（従事期間が1年以上かつ従事日数が180日以上）

#### 同行援護従事者資格要件



## 【 従 業 者 (ヘルパー)の 要 件 】

### 同行援護従業者養成研修（一般課程）の修了者

※以下に記載する「知事が認める研修」でも可

又は

居宅介護従業者の要件を満たす者

+

1年以上の視覚障害(直接処遇)に関する実務経験  
(実際従事した日数が180日以上)

又は

国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

※知事が認める研修

1 下記研修を修了していれば、同行援護従事者養成研修（一般課程）を修了したものとみなします。

- ・視覚障害者移動支援従業者養成研修
- ・視覚障害者移動介護従事者養成研修
- ・ガイドヘルパー養成研修重度視覚障害者（養成）研修課程
- ・視覚障害者外出介護従業者養成研修（大阪府知事及び大阪府指定研修事業所が実施したものに限る）

2 下記研修を修了していれば、同行援護従事者養成研修（一般課程＋応用課程）を修了したものとみなします。

- ・視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修

## 4. 行動援護従業者及びサービス提供責任者の資格要件について

- ・実務経験が必須です。実務経験に含まれるのは知的障害児者や精神障害者に対する直接処遇業務のみです。
- ・実務経験証明書の業務内容欄には、知的障害者・知的障害児または精神障害者の直接支援業務に携わったことが分かるような記載をお願いします。

【記載例】「知的障害者及び精神障害者に対する介護業務」等

※「障害児者に対する介護業務」のような記載では、知的障害や精神障害に係る実務経験の日数要件を満たしているか確認できないため不十分です。

- ・実務経験証明書には、**従事日数を必ず記載**してください。

実務経験の年数は、次のとおりである必要があります。

- 「1年以上」従事期間が1年以上かつ従事日数が180日以上
- 「2年以上」従事期間が3年以上かつ従事日数が360日以上
- 「3年以上」従事期間が3年以上かつ従事日数が540日以上
- 「5年以上」従事期間が5年以上かつ従事日数が900日以上

【資格要件に係る経過措置について】

行動援護従業者及びサービス提供責任者の資格要件に係る経過措置として、**令和9年3月31日**までの間は、研修を修了していない場合でも、居宅介護従業者の要件を満たす者であって、一定の実務経験を有する者は、行動援護の従業者及びサービス提供責任者として従事できるとされていますが、経過措置終了後も行動援護のサービス供給量が適切に確保されるよう、従業者の研修受講に努めていただきますようお願いいたします。

行動援護従事者資格要件

【サービス提供責任者の要件】

- ・行動援護従業者養成研修課程修了者
- ・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者

+

**3年以上**の知的または精神障害（直接処遇）に関する実務経験（実際従事した日数が540日以上）

―― 経過措置（令和9年3月31日までは以下の者でも可） ―――

令和3年3月31日において以下のいずれかの要件に該当

- ・介護福祉士
- ・実務者研修修了者
- ・介護職員基礎研修修了者
- ・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者
- ・居宅介護職員初任者研修課程または介護職員初任者研修課程修了者で、3年以上介護等の業務に従事した者

+

**5年以上**の知的または精神障害（直接処遇）に関する実務経験（実際従事した日数が900日以上）

-（訪問系サービス）

【 従 業 者 （ヘルパー） の 要 件 】

・ 行動援護従業者養成研修課程修了者  
 ・ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者

+

1年以上の知的または精神障害（直接処遇）に関する実務経験（実際従事した日数が180日以上）

―― 経過措置（令和9年3月31日までは以下の者でも可） ―――

令和3年3月31日において  
 居宅介護従業者の要件を満たす者

+

2年以上の知的または精神障害（直接処遇）に関する実務経験（実際従事した日数が360日以上）

5. 移動支援の登録等について

- ・ 移動支援事業を実施する際は、事前に登録が必要です（前月5日までの提出が必要です）。
- ・ 車を使用する際は道路運送法の許可が必要です。
- ・ 居宅介護事業等の年1回の人員の変更届を提出する際、移動支援についても同様に変更届を提出してください。（休止・廃止届も同様）
- ・ 移動支援の勤務形態表は、居宅介護と同じものを提出してください。

4の内容について、和歌山市ホームページ内に掲載しております。

和歌山市ホームページ内のどのページからでも、右上「サイト内検索」より下記に記載のページ番号で検索できます。

表 題	ページ番号
地域生活支援事業の登録・変更・休廃止等	1000800